

平成29年度 第19回 役員会議事要旨

日 時 平成30年1月10日（水） 10時30分～11時34分

場 所 学長室

出席者 学長，後藤理事，兒玉理事，寺本理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，北村監事，附属図書館長

1 審議事項

(1) 文献データベース スコーパスの3年契約について

学長から，本件について，文献データベース スコーパスの3年契約提案（平成30～32年度）について，利用状況及び契約試算金額を考慮の上，採用することを提案するものである旨の説明があった。

次いで，附属図書館長から，3年契約，単年契約いずれの場合も，提供されるデータベースの内容は同一であること，スコーパスは平成24年度の導入以降，年間約3万5千件の利用があり，安定的に利用されていることに加え，教員活動データベースと連携して本学の研究分析・評価等にも活用されていること，3年契約（価格上昇率：4%）と単年契約（平成30年度の価格上昇率5%，平成31年度以降は5%もしくは8%を想定）の平成30～32年度の試算金額合計は，3年契約が約37～55万円の範囲で安価となること，利用状況及び契約試算金額を考慮すると，3年契約提案を採用することが望ましい旨の説明があり，審議の結果了承された。

(2) 国立大学法人佐賀大学におけるスペースチャージに関する規程及び規程の内規の制定について

学長から，本件について，スペースチャージについて，文部科学省への施設整備費補助金概算要求の事業選定における評価を高めると共に，今後の制度の安定化を図るため，規程化するものである旨の説明があった。

次いで，環境施設部長から，あらかじめ部局（全学教育機構及び各学部）に対し，基準面積相当分の予算を配分し，部局は基準面積を超過した面積分のみ使用料金を支払うこと，会議室へのスペースチャージについて，教員1人あたり約5㎡を基準とし，その超過分について新たに課

金すること、国立大学法人佐賀大学におけるスペースチャージに関する規程の内規をあわせて制定する旨の説明があった。

各部局の会議室を他の部局に使用させる場合の料金について、後藤理事から、まず所属先を明確にしておいて、1対1で対応させた上でのチャージしか想定していない旨の説明があり、学長から、しっかり想定して、対応マニュアルを作成しておく必要があるとの発言があった。

その他、スペースチャージ全般について種々意見が出され、審議の結果了承された。

(3) 国立大学法人佐賀大学役職員宿舎規程の改正について

学長から、本件について、役職員宿舎の貸与を希望する者にわかりやすいように、下位規則である国立大学法人佐賀大学役職員宿舎規程実施細則を廃止し、役職員宿舎規程に統合すると共に貸与の条件を緩和するものである旨の説明があった。

次いで、環境施設部長から、現行の国立大学法人佐賀大学役職員宿舎規程実施細則を国立大学法人佐賀大学役職員宿舎規程に統合し、併せて国立大学法人佐賀大学臨時職員就業規則及び国立大学法人佐賀大学再雇用職員就業規則の関連部分を改正する旨の説明があり、審議の結果了承された。

(4) 寄贈に伴う感謝状の贈呈について

学長から、本件について、本学名誉教授である芳尾眞幸氏及び有限会社芳尾電気化学研究所の代表取締役である金子郁枝氏から芳尾記念ラボに太陽光発電システム及び建物銘板の寄贈を受けることに伴い、感謝状を贈呈するものである旨の説明があった。

次いで、環境施設部長から、国立大学法人佐賀大学感謝状贈呈規程第2条第1項第1号「本学の運営のために一定額以上の寄附又は寄贈を行った者」及び第5号「その他本法人の発展に寄与した者」として、感謝状の被贈呈者に推薦するものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(5) その他

特になし。

2 協議事項

(1) 国立大学法人佐賀大学の中期目標・中期計画の変更について

学長から、本件について、平成30年度の医学部医学科の収容定員増加に伴い、中期計画の別表（収容定員）を変更するため、文部科学省へ

変更の認可申請を行うものである旨の説明があった。

次いで、総務部長から、平成19年度の「緊急医師確保対策」により、平成29年度まで2名学生定員を増員していたところ、今年度この期間が終了することに伴い、文部科学省から「地域の医師確保等の観点からの平成30年度医学部入学定員の増加について（平成29年7月10日文部科学省高等教育局長，厚生労働省医政局長通知）」により、新たに平成30年度，平成31年度の2年間で2名定員増の申請を行い、平成29年11月9日付で定員増を「可」とされたため、今回、この定員増を中期計画の別表に反映させるものである旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会，経営協議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(2) 平成29年人事院勧告への対応及び肥前セラミック研究センターのセンター長に対する管理職手当の支給に伴う就業規則の改正について

学長から、本件について、平成29年の人事院勧告における給与法改正に伴い、本学においても関連する職員給与規程の一部について追加の改正を行い、また、肥前セラミック研究センターの設置に伴い、同センター長に対して管理職手当を支給するための改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、人事院勧告による給与法改正及び人事院規則改正のうち今回の規則改正に関連するものとして、初任給調整手当及び本給の特別調整額（管理職手当）の月例給の引上げ、管理職手当の改正として、職員における支給区分「5種」に「肥前セラミック研究センター長」を追加、実施時期は平成29年4月1日に遡及して実施する旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(3) 無期労働契約へ転換した職員に対し人事評価を導入することに伴う就業規則の一部改正について

学長から、本件について、無期労働契約へ転換した職員に対し人事評価を導入するために就業規則を一部改正するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、契約職員及び臨時職員の人事評価の新設として、就業規則に人事評価の項目を新設し、契約職員及び臨時職員の人事評価では、定期評価として行動評価のみを行い、詳細については別途「国立大学法人佐賀大学一般職員人事評価実施要項」に追記予定であり、規程の施行日は平成30年4月1日を予定している旨の説明があり、協議の結果了承され、過半数代表者及び教職員組合への説明後、役員会で審議されることとなった。

- (4) その他
特になし。

3 報告事項

- (1) 平成30年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金予定額（政府案）等の概要について

財務部長から平成30年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金等予定額の概要について報告があり、次いで、環境施設部長から、平成30年度国立大学法人等施設整備実施計画協議予定事業〈当初予算〉の概要について報告があった。

- (2) その他
特になし。

4 その他

特になし。

以 上